水道法（昭和32年法律第177号）第25条の３の２第４項の規定において準用する同法第25条の３第２項の規定により、大阪広域水道企業団大阪狭山水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和３年８月16日

大阪広域水道企業団企業長　永藤　英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
大阪狭山 第88号	株式会社木下組 木下　浩司	大阪狭山市半田一丁目224番地の78	令和３年８月16日	令和８年９月29日
大阪狭山 第107号	有限会社クニキ設備 國樹　良暢	富田林市若松町東一丁目８番７号	令和３年８月16日	令和８年９月29日
大阪狭山 第119号	奥田商工株式会社 奥田　康雅	貝塚市澤1282番地	令和３年８月16日	令和８年９月29日
大阪狭山 第120号	大晉工業株式会社 大西　孝男	東大阪市足代北一丁目14番１号	令和３年８月16日	令和８年９月29日